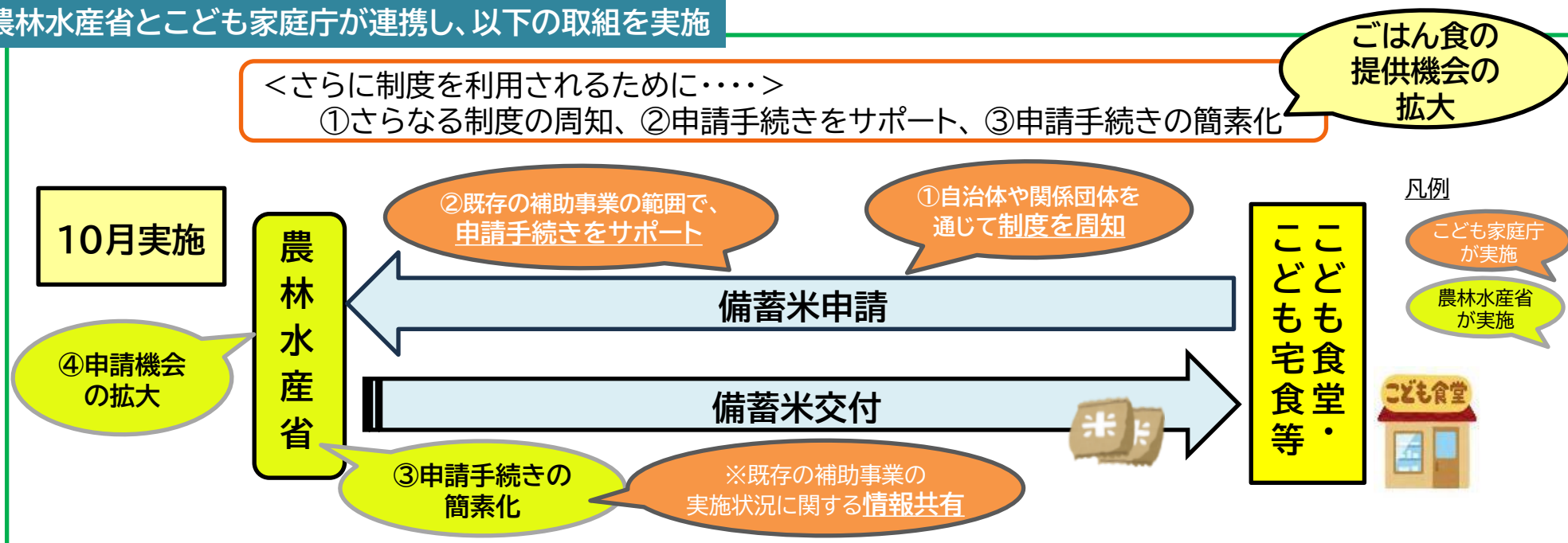


農林水産省×こども家庭庁「こども食堂等への政府備蓄米の無償交付制度」の活用促進

趣旨

- 農林水産省が食育支援の一環として行っているこども食堂等への政府備蓄米の無償交付について、さらに制度を活用していただくため、こども家庭庁と連携。
- こども家庭庁から、自治体等を通じた制度の周知、支援事業の実施団体(こども食堂等)に申請手続きのサポートを行う。農林水産省は、こども家庭庁の支援事業の実施団体に関する申請手続きの簡素化を図る。併せて、申請機会の拡大を行い、ごはん食の提供機会の拡大を図る。

農林水産省とこども家庭庁が連携し、以下の取組を実施



政府備蓄米の無償交付の申請機会の拡大

- こども食堂・こども宅食:通常、年度内の申請回数上限5回のところ、今年度は**年度内12回に引き上げ**。
※年度内1団体当たり最大12回(600kg×12回=7.2t)を支援
- フードバンク:通常の2回(2月、8月)の申請募集及び7月の追加募集に加え、今年度は、**さらに10月に追加募集を実施**。
※申請団体ごとに、通常の前年度の食品取扱実績1/5以内(50トン上限)とは別枠で、1/10以内(25トン上限)を支援